

## 議案第1号

### 幸手市職員定数条例の一部を改正する条例

幸手市職員定数条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「310人」を「320人」に改め、同条に次の2項を加える。

2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により、休職を命じられている職員

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣されている職員

3 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合における当該職員は、復職し、又は職務に復帰した日から起算して1年を超えない期間に限り、第1項各号に掲げる職員の定数外とすることができる。

第3条中「前条」の次に「第1項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村純夫

#### 提 案 理 由

安定した行政運営ができる職員体制を確保するため、休職者等を職員定数から除くことができる規定の追加及び今後の配置状況を見据えた職員定数へ変更するための改正をしたいので、この案を提出するものである。